

名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名古屋港管理組合建設部が発注する請負工事（以下「工事」という。）及び測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事及び建設コンサルタント等業務に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を適用する工事を除く競争入札に付す工事に適用し、最低制限価格制度は、総合評価落札方式による競争入札を除く、予定価格が1億5千円未満の競争入札に付す工事に適用するものとする。ただし、建設部長が特に認めるときは、この限りでない。

2 対象とする建設コンサルタント等業務は、別表第1に掲げるものとし、低入札価格調査制度は、予定価格が1千5百万円以上の競争入札に付す建設コンサルタント等業務に適用し、最低制限価格制度は、予定価格が1千5百万円未満の競争入札に適用することとする。ただし、建設部長が特に認めるときは、この限りでない。

3 低入札価格調査制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務は基準価格を、最低制限価格制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に、工事については次項又は第4項に基づき、建設コンサルタント等業務については第3項又は第4項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 工事における割合の算定は、別表第2に記載した「一般土木工事等」に該当する工事にあつては予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とし、その他の工事については別表第2に規定する算定方法によるものとする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあつては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあつては10分の7とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は予定価格算定の基礎となった別表第3の①から④に掲げる額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。
- 4 第2項及び前項の規定にかかわらず、建設部長が特に認める工事及び建設コンサルタント等業務については、10分の9から10分の7の範囲内で適宜の割合とする。
- 5 基準価格は、予定価格と併記するものとする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第4条 失格判断基準は、基準価格を下回った入札を行った場合で、入札を失格とする基準であり、低入札価格調査対象工事に適用するものとする。ただし、建設部長が必要と認めるときは、この限りでない。

2 失格判断基準は、別表第2に記載した「一般土木工事等」(ただし、工作物解体工事(土木工事)及び土木工作物塗装工事を除く。)に該当する工事にあつては次に掲げるいずれかに該当する入札を失格とし、その他の工事については、別表第65に記載した条件に該当する入札を失格とする。

- 一 入札価格の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額の75%未満である場合
- 二 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額、現場管理費の額及び一般管理費等の額の合計額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額の70%、現場管理費の額の70%及び一般管理費等の額の30%の合計額未満である場合

3 失格判断基準は、予定価格と併記するものとする。

(最低制限価格)

第5条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格の算出方法は、第3条の基準価格の算出方法を準用し、最低制限価格を下回った入札は失格とする。

(入札者への周知)

第6条 建設部長は、低入札価格調査制度が適用される工事及び建設コンサルタント等業務について、次の各号に掲げる事項を入札公告又は入札通知書に記載するものとする。

- (1) 入札価格が基準価格を下回った場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内で

最低の価格をもって入札を行った者(総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本組合にとって最も有利なものをもって入札を行った者)(以下「最低価格入札者」という。)であっても落札者とならない場合があること。

(2) 入札価格が基準価格を下回り、かつ失格判断基準を下回った場合、最低価格入札者であっても落札者とならないこと。

(3) 入札価格が基準価格を下回った場合、当該入札者(以下「低価格入札者」という。)は事後の事情聴取等に協力すること。

(4) 低価格入札者は、開札を行った日の翌日から起算して5日以内に指示された書類を作成し、提出すること。

2 建設部長は、最低制限価格が適用される工事及び建設コンサルタント等業務については、入札価格が最低制限価格に満たない金額の場合、当該入札者は落札者とならないことを入札公告又は入札通知書に記載するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札者の決定を保留するものとする。ただし、最低価格入札者が複数である場合においては、くじ引きにより最低価格入札者を1者に確定した後、落札者の決定を保留するものとする。

(調査の実施)

第8条 工事について、前条の規定により落札者の決定を留保したときは、最低価格入札者(第4条第1項に規定する失格判断基準を下回った価格で入札した者を除く。以下この条において同じ。)に対して、低入札価格理由書(様式1)を提出させるものとする。

2 前項の規定により低入札価格理由書の提出があったときは、最低価格入札者によりその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを判断するため、低入札価格理由書の記載事項及び信用状態について調査を行い、必要に応じて最低価格入札者から事情聴取及び関係機関への照会等を行うものとする。

3 前項の調査を実施しても調査対象者の見積が著しく低廉である合理的理由に疑問が残る場合は、前項の調査に加え、次に掲げる事項を調査する。

(1) 経営状況(必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会)

(2) その他必要な事項

4 建設コンサルタント等業務について前条の規定により落札者の決定を留保したときは、最低価格入札者に対して、配置予定の管理技術者、主任技術者、工事監理者又は主任担当者(以下「管理技術者等」という。)とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技

術者の増員が可能か否かについて書面(様式2)の提出を求め、調査を行うものとする。

(1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者

(2) 愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務の内、当該業務と同一業種(別表第4に掲げる業種をいう。)で、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。

5 前項の規定により増員された担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。

(調査の結果)

第9条 建設部管理課長は、前条第1項から第3項により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書(様式3)により名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会(以下「審査委員会」という。)へ報告し、意見を求めるものとする。

2 審査委員会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録(様式4)を付して、低入札価格審査結果通知書(様式5)により建設部管理課長に通知するものとする。

(落札者の決定)

第10条 建設部長は、第8条第4項の調査結果、又は前条第2項の通知を受け、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、速やかに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札参加者に対し、書面(様式6)により通知するものとする。

2 建設部長は、前条第2項の通知を受け、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合又は第8条第4項に規定する担当技術者を増員できないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が基準価格を下回る入札を行っていた場合には、第8条以下と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、第1項の規定を準用する。

4 第1項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、事後審査方式一般競争入札で実施した工事において低入札価格調査の対象となった場合は、同項に規定する最低価格入札者及びその他の入札者に対しての通知は、事後審査方式一般競争入札の落札者への通知により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領施行の日前に公告をし、又は通知を行った入札における最低制限価格制度の適用その他落札者の決定手続については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領施行の日前に公告をし、又は通知を行った入札における最低制限価格制度の適用その他落札者の決定手続については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領施行の日前に公告をし、又は通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年8月9日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要領の施行の日の前日までにこの要領による改正前の名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領の規定に基づいて既に行われた入札公告又は入札通知による入札については、この要領による改正後の名古屋港管理組合低入札価格調査等実施要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

ただし、平成26年3月31日までに完了する工事及び建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領施行の日前に公告をし、又は通知を行った入札については、この要領の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

業務区分
測量業務
建築関係の建設コンサルタント業務
土木関係の建設コンサルタント業務
地質調査業務
補償関係のコンサルタント業務

※積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は、低入札価格調査制度又は最低制限価格調査制度の適用除外とします。

※予定価格の算出に際して複数の業務区分を対象とすることがある。

別表第2（第3条関係）

一般土木工事等とは、一般土木工事、プレストレストコンクリート（PC）工事、舗装工事、しゅんせつ工事、造園・植栽工事、鋼構造物工事、とび・土工事、ボーリンググラウト工事、くい打工事、コンクリート打設工事、モルタル吹付工事、工作物解体工事（土木工事）、道路区画線工事、土木工作物塗装工事及び水道施設工事をいう。

その他の工事の割合の算定については、予定価格算定の基礎となった次表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に、100分の108を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

- 1 建築塗装工事、工作物解体工事（建築工事）、管工事、空調設備工事、一般建築工事、電気設備工事（建築工事）、内装仕上工事、防水工事、建具工事及び消防施設工事

直接工事費×0.9	共通仮設費	直接工事費×0.1 +現場管理費	一般管理費等
95%	90%	90%	55%

- 2 下水処理設備工事

機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 (設計技術費及び据付 間接費を含む。)	一般管理費等
87.5%	95%	90%	90%	55%

- 3 機械設備工事及び造船工事

直接工事費 (直接製作費を含む。)	共通仮設費 (間接労務費を 含む。)	現場管理費 (工場管理費、設計技術費 及び据付間接費を含む。)	一般管理費等
95%	90%	90%	55%

- 4 電気設備工事（一般）及び電気通信工事

機器 単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 (機器間接費を含む。)	一般管理費等
87.5%	95%	90%	90%	55%

- 5 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費×0.8	共通仮設費	直接工事費×0.2 +現場管理費	一般管理費等
95%	90%	90%	55%

なお、上記算出式で算出される合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第3（第3条関係）

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5.5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の9を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額

なお、上記算出式で算出される合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表第4（第8条関係）

建築設計、設備設計、一般測量、航空写真測量、河川・砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、道路、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、水産土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、建設環境、地質調査、土地調査、土地評価、物件調査、事業損失

別表第5（第4条関係）

その他の工事の失格判断基準は、以下のとおりとする。

1 次の各工事にあつては、入札価格の積算内訳である次に掲げる各工事の表上欄に規定する各費用の額の合計額が予定価格算定の基礎となった同表上欄に規定する各費用の額に同表下欄に規定する率を乗じて得た額の合計額未満である入札の場合は失格とする。

(1) 工作物解体工事（土木工事）及び土木工作物塗装工事

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

(2) 工作物解体工事（建築工事）

直接工事費×0.9	共通仮設費	直接工事費×0.1 +現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

(3) 下水処理設備工事

機器費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 (設計技術費及び据付 間接費を含む。)	一般管理費等
69%	75%	70%	70%	30%

(4) 機械設備工事及び造船工事

直接工事費 (直接製作費を含む。)	共通仮設費 (間接労務費 を含む。)	現場管理費 (工場管理費、設計技術費 及び据付間接費を含む。)	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

(5) 電気設備工事（一般）及び電気通信工事

機器 単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 (機器間接費を含む。)	一般管理費等
69%	75%	70%	70%	30%

なお、上記算出式で算出される合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 建築塗装工事、電気設備工事（建築工事）、管工事、空調設備工事、一般建築工事、内装仕上工事、防水工事、建具工事及び消防施設工事にあつては、いずれかに該当する入札を失格とする。

(1) 入札価格の積算内訳である次表上欄①に規定する費用の額が予定価格算定の基礎となった同表上欄①に規定する費用の額に同表下欄に規定する率を乗じて得た額未満の場合

(2) 入札価格の積算内訳である次表上欄に規定する②から④までの各費用の額の合計額が予定価格算定の基礎となった同表上欄に規定する②から④までの各費用の額に同表下欄に規定する率を乗じて得た額の合計額未満の場合

①直接工事費 ×0.9	②共通仮設費	③直接工事費×0.1 +現場管理費	④一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、上記算出式で算出される合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事にあつては、いずれかに該当する入札を失格とする。

(1) 入札価格の積算内訳である次表上欄①に規定する費用の額が予定価格算定の基礎となった同表上欄①に規定する費用の額に同表下欄に規定する率を乗じて得た額未満の場合

(2) 入札価格の積算内訳である次表上欄に規定する②から④までの各費用の額の合計額が予定価格算定の基礎となった同表上欄に規定する②から④までの各費用の額に同表下欄に規定する率を乗じて得た額の合計額未満の場合

①直接工事費 ×0.8	②共通仮設費	③直接工事費×0.2 +現場管理費	④一般管理費等
75%	70%	70%	30%

なお、上記算出式で算出される合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式1 (第8条関係)

低入札価格理由書

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記工事について、低価格で入札できた理由は下記のとおりです。
また、当該入札金額の積算内訳書を併せて提出します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 開 札 日

年 月 日 ()

4 入札書記載金額

金 円

5 低価格で入札できた理由

6 手持工事の状況

(1) 工事受注状況

(2) 現在施工中の工事

7 手持資材の状況

8 資材購入先

9 労務者の供給見通し

10 過去に施工した公共工事名及び工事成績 ※ なるべく5件以上記載すること。

11 その他の事項

※ 契約対象工事現場と低入札者の営業所、倉庫等の地理的状況、使用機械の調達方法（自社保有である、安価でリース可能等）等について、その優位性に特筆すべき事項があれば記載すること。

様式2 (第8条関係)

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記業務について、低入札価格調査の対象となったため、別紙のとおり配置予定
の管理技術者等、増員担当技術者に係る書類を提出します。

記

1 開札日

年 月 日

2 業務名

[記載責任者・連絡先等]

1 責任者

2 部・課名

3 電話番号

別紙

1 配置予定の管理技術者等の資格等

技術者氏名		生年月日 (年齢)	
資格等	※ 少なくとも競争参加の資格として必要な資格は記載すること (記入例) ・技術士(〇〇部門) 〇〇年〇〇月〇〇日登録(登録番号:第〇〇〇号) ・RCCM(〇〇部門)有効期限〇〇年〇〇月〇〇日(登録番号:第〇〇〇号) ・実務経験 〇年以上(実務経験による資格の場合に記入)		

2 配置予定の管理技術者等の業務実績

- (1) 管理技術者等として従事した業務実績を、新しい順に5件記載してください。ただし、愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務のうち、本業務の発注業種と同一業種の業務実績がある場合は優先的に記載してください。
- (2) (1)に関わらず、競争参加の資格として業務実績が求められている場合、その業務を優先的に記載してください。またその業務実績を証する資料を提出してください。

業務名	工期	金額	発注機関	業務成績
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点

3 増員担当技術者の資格等

技術者氏名		生年月日 (年齢)	
資格等	※ 少なくとも競争参加の資格として必要な資格は記載すること		

4 増員担当技術者の業務実績

- (1) 愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務のうち、管理技術者等として従事した当該業務と同一業種の業務実績を、すべて記載してください。ただし、業務成績が75点以上の業務実績を1件以上記載できない場合は失格となります。
- (2) (1)により記載した75点以上の業務成績のうち、1件の評定通知書の写しを添付してください。また添付した評定通知に係る業務について、管理技術者等として従事したことを証する資料を添付してください(管理技術者等を定めた通知書の写し等)。
- (3) 配置予定技術者が、競争参加の資格として業務実績が求められている場合、同等の業務実績が必要になります。配置予定技術者と同等の業務実績を優先的に記載してください。またその業務実績を証する資料を提出してください。

業務名	工期	金額	発注機関	業務成績
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点
	年 月 日から 年 月 日まで	円		点

留意事項

1 本書を記載の上、必要書類を添付し、 年 月 日 () 午後5時まで
に名古屋港管理組合建設部管理課工事契約係まで提出してください。

***開札日から3日程度を期限としてください。**

2 管理技術者等とは、管理技術者、主任技術者、工事監理者、又は主任担当者をいう。

3 配置予定の管理技術者等とは別に、次に掲げる条件を全て満たす増員担当技術者の
配置が可能か否かについて調査を行います。全ての条件を満たす技術者を配置するこ
とができない場合は失格とします。

一 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。*1、*2

二 愛知県が平成19年4月1日以降発注した業務のうち、当該業務と同一業種で、
管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。*3

また、増員担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものと
する。出席しない場合、契約を解除し違約金を請求する場合があります。

*1 仕様書上の要件のほか、競争参加資格の要件として、配置予定技術者に資格、
実績等が求められている場合、増員担当技術者は同等の資格及び実績を有するこ
と。

*2 競争参加資格の要件として、管理技術者等の実績等を求められていない場合で
あっても、増員担当技術者は仕様書上の管理技術者等に求められる要件を満たし
ていること。

*3 業種とは愛知県入札参加資格審査申請による登録業種と同じ。また業種のうち、
「河川・砂防及び海岸」は「河川、砂防及び海岸・海洋」と同一とみなす。

4 提出された書類のみでは内容を判断できないときは、記載責任者に連絡してヒアリ
ングを行う場合があります。

5 調査の実施に際して、提出された書類に虚偽の記載等をした場合には名古屋港管理
組合指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うほか、落札決定を取り消すことがあり
ます。

様式3 (第9条関係)

低入札価格調査報告書

年 月 日

審査委員長様

建設部管理課長

年 月 日に開札を実施した下記工事について、基準価格を下回る入札が行われましたので、別紙のとおり、当該契約の内容に適合した履行が確保されるか否かの調査を行いました。

つきましては、名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会において、その適否を審査してください。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

様式4（第9条関係）

名古屋港管理組合一般競争入札等審査委員会審査結果記録

下記のとおり審査しました。

記

審 査 日 時	年 月 日
開 催 場 所	
工 事 名	
工 事 場 所	
業 者 名	
開 札 日	年 月 日
審 査 結 果	

様式5 (第9条関係)

低入札価格審査結果通知書

年 月 日

建設部管理課長 様

審 査 委 員 長

下記工事について、審査委員会で審査した結果、適合した履行が認められる。確保される
確保されない と

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

様式6 (第10条関係)

第 号
年 月 日

様

名古屋港管理組合管理者

落札者の決定について (通知)

年 月 日に開札を行った下記工事については、調査の結果、
を落札者と決定しました。

記

1 工事名

2 工事場所

3 落札価格 金

円

(入札書記載金額 金

円)